

令和5年度第4回
逗子市障がい者福祉計画策定等検討会
議事録

令和6年2月26日 開催

第4回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 会議録	
日 時	令和6年2月26日（月）14時からから 16時まで
開催場所	逗子市役所5階 第2・3会議室
出席者	杉浦 忠（公募市民）
	小野口 富士男（公募市民）
	大石 忠（逗子市身体障害者福祉協会）
	黒崎 信幸（逗葉ろうあ協会）
	中野 由美子（逗子市手をつなぐ育成会） ※佐藤 宏子メンバーの代理出席
	木本 幸子（相談支援・就労継続支援B型事業所 カモミール）
	斗舛 もも子（社会福祉法人 湘南の凧えいむ）
	八木 美穂（逗子市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会）
	木村 浩介（逗子市社会福祉協議会）
	伊藤 英樹（逗子市教育委員会 子育て支援課）
	藤井 寿成（逗子市教育委員会 療育教育総合センター）
	石渡 和実（東洋英和女学院大学 名誉教授） ※アドバイザー
欠席者	牛尾 幸子（公募市民）
	横溝 由佳（鎌倉保健福祉事務所 保健予防課）
	関谷 彩子（地域活動センター ワークショップ リプル）

事務局	黒川 恭祐（逗子市 障がい福祉課）
	栗原 富士子（逗子市 障がい福祉課）
	山口 翔太郎（逗子市 障がい福祉課）
	小宅 友理（逗子市 障がい福祉課）
開催形態	公開（傍聴者なし）
議 題	<p>（１）令和５年度の実績報告（１２月末時点）について</p> <p>（２）第７期逗子市障がい福祉計画及び 第３期逗子市障がい児福祉計画について</p> <p>（３）その他</p>
議 事	別添 議事録要旨のとおり
配布資料	<p>○次第</p> <p>○逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 名簿</p> <p>○資料（１）逗子市障がい者福祉計画実績一覧 （令和５年１２月末現在）</p> <p>○資料（２）パブリックコメント実施結果</p> <p>○資料（３）計画修正箇所抜粋</p> <p>○資料（４）障がい福祉計画策定スケジュール</p> <p>○資料（５）令和６年度逗子市障がい者福祉計画 策定等検討会予定表</p>

第4回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会 議事録要旨

【開会】

事務局 黒川

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから令和5年度第4回逗子市障がい者福祉計画策定等検討会を開催いたします。

本日は情報保障のため、手話通訳者と要約筆記者が入っておりますので、ご発言の際はお名前をおっしゃってからお話しいただきますようお願いいたします。

今回は、今年度の逗子市障がい者福祉計画の実績の途中報告と、前回まで議論いただきました第7期逗子市障がい福祉計画と第3期逗子市障がい児福祉計画につきまして、パブリックコメントの結果等のご報告を踏まえて、今後に向けたご意見をいただきたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

本日の出席者は、今は11人ですが、木本メンバーは遅れていらっしゃるというご連絡をいただいております。本日、公募市民の牛尾メンバーとリブルの関谷メンバー及び鎌倉保健福祉事務所の横溝メンバーが、ご欠席のご連絡をいただいております。また、逗子市手をつなぐ育成会佐藤メンバーの代理出席として、中野様にご出席いただいております。

それでは、傍聴を希望される方がいらっしゃるか確認いたします。(傍聴なし)

それでは、傍聴者はいないということですので、議事を始める前に資料を確認させていただきます。

係長の栗原から確認いたします。

事務局 栗原

本日の検討会の資料を確認させていただきます。事前に送付させていただいている資料から確認させていただきます。次第と名簿を除く資料にはページ下に番号を振っておりますので、それに基づいてご確認ください。

まず1枚目が次第、それから逗子市障がい者福祉計画策定等検討会の名簿、それから右上に資料番号が書いてありますが、資料1として、逗子市障がい者福祉計画実績一覧(令和5年12月末現在)、ページの下番号1から6までです。資料2として、パブリックコメント実施結果、ページ下番号7から10までです。資料3として、計画修正箇所抜粋、ページ下番号11です。資料4として、障がい福祉計画策定スケジュール、ページ下番号12から13です。資料5として、令和6年度逗子市障がい者福祉計画策定等検討会予定表、ページ下番号14です。

以上となりますが、足りない資料はございませんでしょうか。ございましたら挙手をお願いいたします。

また、事前に第4期逗子市障がい者福祉計画と、令和5年12月に送付しました第7期逗

子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画もお持ちいただきますようご連絡しておりますが、ご持参いただいておりますでしょうか。もしお忘れになった方がいらっしゃったら、挙手をお願いいたします。少々お待ちください。（持っていないメンバーへ配布）

ほかの方は大丈夫でしょうか、お持ちいただきましたでしょうか。それでは進めさせていただきます。先ほどもお伝えいたしましたが、次第と名簿を除く資料のページ下に番号を振っておりますので、この会議の際はその番号を示して説明をさせていただきます。12月に送付しました第7期逗子市障がい福祉計画・第3期逗子市障がい児福祉計画にもページが振られているため、分かりづらく申し訳ないですけれども、どちらのページ下番号かおっしゃってからお話しただけますようご協力をお願いいたします。

事務局 黒川

それでは議事に入ります。議事1「令和5年度の実績報告（12月末時点）について」ですが、ここでは今年度の逗子市障がい者福祉計画等を踏まえて推進してきた事業の報告をいたします。それでは、担当より資料を基に説明させていただきます。

議事1 令和5年度の実績報告（12月末時点）について

事務局 山口

資料1の逗子市障がい者福祉計画実績一覧（令和5年12月末現在）を用いて、各事業実績等について説明をいたします。

この実績は、逗子市障がい者福祉計画及び逗子市障がい福祉計画並びに逗子市障がい児福祉計画で設定を行った目標に対して、毎年度の実績を示しているものです。

ページ下番号1から6までの資料1の、12月末時点での今年度の実績を示しております。事前にお送りしているもののため、ご一読いただいていると思います。こちらで大きく変わったと感じている点について、ご案内をさせていただければと思います。

まず、ページ下番号1の中段、上から3番目の表のサービス等利用計画の作成につきまして説明をいたします。

こちらは12月末時点で累計を示したものですけれども、既に昨年度の利用を超えているというところになっておりまして、今後もサービス利用が全体的に増えていくというところが見込まれると考えております。

続きまして、同じページ下番号1の次の表、下から4番目、グループホームの整備に関しましてですが、数年ぶりに新たなグループホームがちょうどこの12月に設置をされました。精神障がい対応のグループホームとなっております。まだ開設して間もなく、どのような対象の方が入れるかという部分もまだ完全には固まっていないという話を聞いておりますので、これから地域資源としての期待をしております。

続きまして、また同じページ下番号1ですけれども、一番下の表のふれあい収集事業に関

しまして、担当所管に確認をしましたところ、高齢化という部分と、あと高齢世帯の支援者の方が、このふれあい収集という事業、そういったものを周知していただいている、それがより広がってきているのではないかというような考えがあると聞いております。

続きまして、ページ下番号2に参ります。下から3番目の表のふれあいフェス in ずしですが、今回、令和4年度に比べて大きく増加をしたところになります。今回は出展者側の催しの関係で参加数が非常に多くなったと。それによって大幅に数が上昇したということで聞いております。

少し飛んで、ページ下番号5になります。下から2番目と一番下の表になりますが、それぞれ子どものサービスについて記載していますが、こちらは各月の利用実績なので、12月末一ヶ月分の利用実績という形になりますが、こちらが令和4年度を大きく超えているというところもあり、非常に増加傾向にあるという認識でおります。

こちらからの説明としては以上になります。

事務局 黒川

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

中野メンバー

私がこの見込みと実績をどう作られているか理解していないからかもしれないですが、3ページ目の就労の社会参加の促進の2つ目のところで、就労系を利用する人の人数が見込みと実績がかなり違って少い。これは就労を目指しているけれど、就労できている人が少い。障がい者の人数が減っているとは思えないので、就労に苦労している方が多いことが現れているのではないかなと思いました。

逗子市内は事業所も就労できるような資源が少ない、企業も少ないですし、障がいのある人が勤めるにはなかなか厳しい環境にあるのではないかと思いますので、もしそうであれば、今後就労のほうに力を入れていただくことを考えていただけたらと思います。

事務局 黒川

ただいまこちらの就労見込み数に比して実績が低いというところで、この辺に力を入れてほしいというご意見だと承りました。確かにそういう結果になっておりますので、こちらで一足飛びに人数を増やすことはなかなか難しいと思いますが、何かしら手段を考えながら、こちらは検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

ほかに何かご質問はありますか。

木本メンバー

いくつか質問させていただきますが、まず、1ページ目の真ん中のサービス等利用計画策定数に関して、作っていただきありがとうございます。計画相談をやっている身として

は、この具体的な数字が出ることで、自分たちがやるべきこととか課題とかというのが、数字だけでも見えてくるかなというふうに思っています。

その中で、令和4、5年の実績と見込みを見ると、実績が見込みに対して倍増しているところの方が気になりました。その前の年、平成29年などを見ると、見込み数が令和4、5年の実績の数に近い数字になっているけれども、その間に見込み数が大きく減ったのは、何があったのかが分からなかったので、ご質問させていただきたいなと思っています。

次ですけれども、共生社会の基盤づくりのグループホームの整備についてですが、最近、重度障がいの方のグループホームの整備に関して課題があるとよく聞くのですが、重度というのが身体の重度なのか知的の重度なのかというところが分かりにくいので、その見込みに対して、重度という定義をはっきりしたほうが、市民に対して分かりやすいかと思います。

あとは、一番下のふれあい収集に関してですけれども、さっきご説明をいただいて、高齢者などに周知が徹底されてきているというお話ですが、この数というのは障がいのみの数なのか、それとも全体の数なのかというのが分かりにくいと思っています。なぜならば、精神障がいの方がふれあい収集を希望されていても、ほとんどがふれあい収集の対象にならず、皆さんごみ捨てでご苦労されていると実感しているので、そこが気になりました。

それから、次のページの成年後見制度の支援事業に関してですが、こちらの実績が令和2年だけが1件で、あと実績ゼロだったのですが、成年後見制度の利用に関しては結構ニーズがあると私は相談をされていてと思いますが、実績がゼロなのはどうしてかと思いました。

最後は、6ページの移動支援事業に関して、見込みに対しての半分の実績になっていると思います。移動支援事業に関してもニーズがあると思います。少なからず精神障がいの方のご希望は結構あるのですが、実態としてヘルパーが調整できなくて、移動支援事業をうまく使えていないというのが実態としてあるので、実態が伴っていないと思いました。以上です。

事務局 山口

木本メンバーありがとうございました。まず、サービス等利用計画の作成ですけれども、こちらは平成29年から令和元年までの実績を踏まえて、令和2年度に計画策定を行う際に、令和3年度以降の見込み量を決めているものになっています。

そのため、計画策定時には各年度の16人や19人などの実績を踏まえて、令和2年度以降の見込み量を計画に立てましたので、ニーズがすごく増えているということしか分かっていないですが、利用実績が一気に増えてしまったので、令和3年以降と乖離してしまったところ です。

今回策定している障がい福祉計画では、令和3年から5年の実績を踏まえた見込み量を設定させていただいております。どうしても、数値がずれてしまうことが起きてしまっているというのが実態です。

次に、グループホームの整備の部分に関連して、重度障がいの部分のお話だと思いますけれど、重度の定義について、神奈川県などとも確認しておりますが、強度行動障がいや医療

的ケアが必要な方など、定義が少し曖昧な部分は県や周辺の市町村と話していて正直感じております。

ただ、その中で重度をどう捉えていくか、その定義づけは重要だと思います。今回の障がい福祉計画の中でも、強度行動障がいのニーズをつかんでいくことを目標として見直していますので、自立支援会議など話し合いの場で、すり合わせしていきながら、定義を固めていければいいと考えております。

続いて、ふれあい収集事業に関してですが、障がいの世帯の世帯数という認識で捉えております。

次に、ページ下番号の2、成年後見制度の利用支援事業ですけれども、こちらは成年後見制度自体のニーズではなく、申し立て費用などを捻出することができない世帯に対しての支援事業の利用実績になっております。逗子市の障がい福祉課には、利用申請が来ていないので、その実績をここではゼロとしています。令和2年度などで1件の実績はありますけれども、見込みとしては終始1という状態を続けているというのが、こちらの成年後見制度利用支援事業になります。

最後、ページ下番号6の移動支援事業ですけれども、以前の検討会でもお話したのですが、そもそも逗子市の障がい福祉課での集計の仕方が間違っていたことが、今年度に分かりました。当初計画の見込みを立てるときには、その間違っていた認識で見込みを立ててしております。

そのため、実質記載量の2分の1ぐらいが本来の見込み量だったと推測でき、利用量よりは実績が少し超えていて、令和3年度で言えば1,291件ぐらい、令和4年度で言うところと1,317件ぐらいになるかと。令和5年度だと1,342件ぐらいかと考えております。

以上です。

事務局 黒川

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

大石メンバー

3点ばかり質問をします。

まず5ページの⑥補装具の給付事業について、今回実績が73、これまでの実績を見ると100前後になっているんですが、ちょっと少ないなという思いがしています。

それと2つ目に、同じく5ページの(2)の③放課後等デイサービスの充実に関して、今回実績が1,250、これまでの実績では大体700から800ぐらいなんですけど、急に上がっている。この数字の利用数値は何なのかということと、もう一つは、利用される方が増えたわけなんですけど、この対応する職員の方々のご負担はないのかどうか、そのあたりを伺いたい。

それから、6ページの⑤手話通訳者派遣事業の中で今回実績が158、これまでの実績で

は大体 200 前後でいて、ちょっと少なくなっている。この利用が減っているのはどうしてなのか、このあたりをちょっと伺わせてください。

以上です。

事務局 山口

まず、ご質問のページ下番号5、補装具の支給件数なのですけれども、先ほども申し上げたのですが、12月末現在の数字となっております。この補装具給付事業は年度で累計していますので、1月から3月までの利用実績が積み重なったときに、令和4年度の107よりは満たないかもしれないのですが、令和3年度の94程度の数字にはなってくるかと思えます。来年度、最初のタイミングでまた令和5年度の実績というのを皆様にお示しできるのかと考えております。

一番下の放課後等デイサービスの利用量が格段に多くなっている点に関して、放課後等デイサービスというサービス自体の認知がされてきているところは大きいと考えています。

事業所のご負担は当然増加して、それに伴い計画相談の事業所なども事業負担は増えてしまうので、自立支援会議などで、市内全体の事業者の負担減を図れるように、進めていければと考えております。

療育教育総合センターの藤井メンバーから説明があります。

藤井メンバー

今大石メンバーからご指摘のありました放課後等デイサービスにつきまして、数値が上がっているというご指摘ですけれども、対象児童が増えていることがまず1点ございます。いわゆるグレーゾーンと言われている発達障がいなどの認定が出ていない、通常級に通っているお子様の数が増えているということ、あともう1点は、逗子市の社会資源として放課後等デイサービスの事業所の開所が相次いでいることもあります。

あとはこども発達支援センターくろーばーの定員数を変更して10名増やしております。また、利用も2週間に1回だったのを1週間に1回ということで、非常に利用しやすいような感じになっておりますので、ほかの事業所と組み合わせて利用されている方も増えておりますので、放課後等デイサービスは増えております。以上です。

事務局 山口

藤井メンバーありがとうございました。最後の説明をさせていただきます。

ページ下番号6の一番上、手話通訳者の派遣についてですけれども、こちらも先ほどと同じような理由で、現時点は4分の3ヶ月分の集計になっていることと、もう一つ言えるのが、令和4年度にコロナ感染拡大が落ち着いた中で、利用が増えたかと推測されます。それが少し落ち着きを取り戻して、大体200ぐらいに落ち着くと見込んでおります。以上になります。

事務局 黒川

今のご質問に対してご説明させていただきました。その他ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

木村メンバー

実績の数値には出てないですが、先ほど木本メンバーからもお話があったページ下番号2の(4)権利擁護推進の利用支援事業で、この概要は首長申立てなどの助成を受ける内容ですけど、計画にも記載がある中核機関の進捗や今後の方針が、高齢介護課からも最近聞こえてなくなっているのも、福祉部として中核機関の設置をどう考えているかだけ、伺えればと思っております。まだ具体的に動いていないのかもしれないですけども、よろしくお願ひします。

事務局 山口

すいません、中核機関の部分の話についてですけども、率直に言うと、今まだ進んでいないところです。もちろん障がい福祉課も連携しながら進めていくことにはなりますので、ご意見を受け止めて、進められるようにしたいと思います。

事務局 黒川

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

石渡アドバイザー

今質問された中核機関の件ですけども、私はほかの自治体に関わっていて、中核機関が的確な動きができると、成年後見制度の利用は確実に増えていくと思いますので、行政と社会福祉協議会で一緒に運営していくべきものと思いますし、日常生活支援事業を社会福祉協議会が実施しているので、そのほうが良いかと思います。あと自立支援会議でもお話ししましたが、成年後見制度に関しては、民法の改正が令和6年度中には固まって、施行されるのが8年か9年あたりという話も出てきています。国全体の動きとして、大きく流れが変わってきているので、高齢者や障がい者の地域の生活という点で中核機関の役割が大きくなってきます。

成年後見制度だけでなく、いろいろな福祉サービスの連携も強調されているので、障がい福祉課や高齢福祉課の役割も大きくなってくるかと思うので、急いで検討したほうがいいと思っています。

また、発達障がいについて、とても気になって、例えば3ページでは、こども発達支援センターの療育相談とくろーぱーについて書かれていますが、見込み量よりも実績が減っています。放課後等デイサービスについては、先ほど説明ありましたが、ニーズが増えていて、

放課後等デイサービスは見込みよりはるかに多くなっている。

また、5ページの下の児童発達支援と放課後等デイサービスについては民間でやっている事業所ではなく、こども発達支援センターも一緒に合わせてですが、見込み量より増えていることを見ると、民間の事業所の利用が増えているという理解になります。

民間の事業所については、児童発達支援にしても放課後等デイサービスにしても、よく玉石混交みたいな言い方をされますが、民間の事業所に対して、行政としてのチェックが何かあるか教えていただけますか。

藤井メンバー

今市内に児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所が10事業所だったと思いますけれども、また新たに今年度中の開設というのもあります。

年に3回、市内事業所連絡会議をくろーばーが主体となって、来年度の大きな報酬改定や利用の状況などについて、情報共有をしております。

民間事業所はそれぞれ特徴がありますから、新しい事業所ができると使ってみたいという親御さんが多く、事業所を試してはやめてというのもあります。

社会資源が少なかったときは週に1、2回という利用に限っていましたが、今は週4回とか週5回の利用で、いろいろな事業所を回っておられる方もいらっしゃって、利用回数が増えているというのが数年の特徴と捉えています。以上です。

石渡アドバイザー

ありがとうございました。利用が増えているのは分かりましたし、連絡会を開いているのであれば、そこで情報共有をしていただいて、全体のレベルアップができるといいと思います。

あと放課後等デイサービスに関しては、性的虐待も含めて虐待が増えているので、そのあたりに関しても把握しておくことが必要と思います。

あと、週4回、週5回通って生活が豊かになる子どももいると思うのですが、疲れや親との関係が希薄になるなどの問題が出てきているので、把握するためにも、相談支援事業が機能していくことが必要になると思います。

昨今、子ども自身の意見表明権などが注目されている中で、子ども自身がどう感じ、考えているか、その点を把握しどう接していくかも話題になっているので、その点も踏まえながら実態を見ていけることがいいと思います。

事務局 黒川

石渡先生、ありがとうございます。確かに保護者の方が利用したいというご意見を持っている中で、お子さんは本当に利用したいのかという点は尊重しなければいけないところだと考えております。その対応は難しいものだと思いますが、重要な視点と考えておりますの

で、国・県等における先進事例等を研究しながら、よりよい形にしていきたいと考えております。ありがとうございます。

木本メンバー

今のお話の中で、相談支援の在り方において、子どもの意見の尊重とか意見表明権などの大事さを実感しています。精神の事業所として関わりは少ないんですが、別の相談支援事業所の話を知ると、お子さんのご自宅の様子などを聞きたいと思っても、ご両親が共働きをしていて、私たちと同じ就労時間で働かれているということで、なかなか意見聴取ができないそうです。例えば学校の懇談会だったら、休みを取って参加できるけれども、相談支援事業所がモニタリングをしたいという場合に、休みも取れない、時間も調整できないからといって、相談員が残業の時間にやるということは、長年私が違和感として感じています。

障がいや高齢という福祉の問題だけではなく、企業側の課題でもあり、どう意見交換して解決していくかを一緒に考えていくことも課題として捉えています。以上です。

事務局 黒川

ご意見ありがとうございます。視点として常に持ち続けなければいけないとは思いますが、継続して、なるべく理想に近い形に近づけるようにしていくしかないと考えております。ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見よろしいでしょうか。

それでは、議事の2、第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について、障がい福祉課からご説明いたします。

議事2 第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画について

事務局 山口

議事2、第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画についての説明をさせていただきます。

まず、今までの検討会で行った流れを含めて説明をさせていただければと思います。

本検討会は、まず令和5年5月に第1回を開いて骨子案、次に第2回を8月に開きまして素案、10月に第3回を開いて修正案の内容をご覧いただきながら、様々なご意見をいただき、12月15日から1月19日の1か月間で無事にパブリックコメントを実施することができました。ありがとうございました。検討会のメンバーの皆様には12月12日あたりにパブリックコメントのお知らせと第7期逗子市障がい福祉計画及び第3期逗子市障がい児福祉計画案をお送りしたところとなっております。

実施したパブリックコメントの結果が資料2、ページ下番号の7から10となります。パブリックコメントは3人の方から合わせて9件のご意見をいただいたところになりま

す。追加した資料にそのご意見と市の回答についてお示しをしております、各項目につきまして説明をさせていただければと思います。

まず、ページ番号7の1になります。こちらでは強度行動障がいに関するご意見で、令和8年度末までにニーズの把握を目的とするのでは遅いので、令和6年度から始めるようにというご意見がでしたが、国の基本指針が令和5年度の5月、6月ぐらいに示されていますけれども、そのタイミングで自立支援会議の定例会のほうで議題提起をさせていただきながら、既にニーズなどを把握に努めております。

また、今後さらに自立支援会議等の中で連携を図っていくなどの取組をもって進めていく予定ですので、その旨を記載して、既に本計画に考え方が盛り込まれているとしたものです。

続きまして、ページ下番号8になります。2になりますが、グループホームの設置数等を見込み量ではなく目標値として設定すべきという点と体験利用できるグループホームを設置してほしいというご意見でしたが、この障がい福祉計画は、必要と見込まれるサービス量に対しまして、サービス提供体制の確保を行うということを目的とした計画になっております。また、グループホームの誘致に関しましては、障がい者の自立や社会参加支援のための施策などを記載する障がい者福祉計画において課題として捉えて、既に記載しているもののため、障がい者福祉計画の中で整理することとし、こちらでは今後の事業実施の参考とする形で整理をいたしました。

同じページ真ん中、3番ですが、こちらは居住支援協議会に関するご意見でした。居住支援協議会に関しましては、高齢者や低額所得者などを含めた住宅確保要配慮者全体を見据えて検討する必要がありますので、それも踏まえて、今回のパブリックコメントとしては対象外の内容として、参考意見として取り扱う整理をいたしました。

同じページの一番下、4番ですが、自立支援会議に関する意見で、自立支援会議の成果が見えない、また、実施回数をもってサービス提供体制の確保としていいのかというご意見をいただいております。そもそも自立支援会議というのは、地域の関係者が集まって個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題の共有、またその課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくという役割を持っております。この自立支援会議をこまめに開催することによって、地域の障がい福祉のシステム及びネットワークが構築される、その中で情報共有や意見交換が実施され、関係者同士の協力体制の円滑化が図られていると考えておりますので、開催数を計画の見込み量に設定するものと整理しております。

ただ、実際の成果が見えづらいというようなご意見は切実だと思っておりますので、成果をどう外に示していくか、今後の事業実施の中で課題として、参考にさせていただくものとなりました。なお、先週の2月22日に自立支援会議の第2回全体会を開催しましたが、そちらでも今回のご意見を共有し、今後の課題として整理したところです。

次に、ページ下番号の9、5番になります。こちらは、サービス見込み量では市の考え

が見えないため、目標値を入れるべきというご意見と、グループホームの居住の場の確保についてのご意見ですが、ページ番号8の2のご意見同様に、必要と見込まれるサービス量に対して、サービス提供体制の確保を行うということを目的とした計画として整理を行うところと、居住の確保の部分に関しては、先ほども申し上げたとおり、逗子市障がい者福祉計画の施策として整理をしており、こちらでは事業実施の今後の参考とさせていただく整理をいたしました。

同じページの中段の6ですが、療育に関する講座の開催方法に関するご意見ですが、こちらは個別の事業のご意見として整理しております。

続いて、同じページの下段、7番ですが、相談支援事業の体制の充実に関するご意見です。計画内で個別方法については記載しておりませんが、相談支援体制の拡充を行うことは計画に記載しており、既にこちらの計画に趣旨や考え方としては盛り込んでいるものとして整理いたしました。

ページ下番号の10の8番、独り暮らしの方の家賃補助に関するご意見ですが、こちらは今回の計画が障害福祉サービス及び相談体制の確保ですので、パブリックコメントの対象外の内容として整理し、今後の参考の意見として取り扱う整理をいたしました。

そして最後の9番、訪問系サービスにおける見込み量の考え方に関するご意見ですが、ページ番号の8の2やページ下番号9の5と同様に、必要と見込まれるサービス量に対してサービス提供体制の確保を行うものとしておりますので、現行案のとおりとし、既に本計画に趣旨や考え方が盛り込まれていると整理いたしました。

パブリックコメントの結果につきましては、以上のとおりです。結果について、計画にも記載をしており、資料3のページ下番号11にも記載していますが、実施結果として意見提出者が3名、総件数が9件と表記させていただきました。

なお、パブリックコメントの結果ですが、2月22日の時点でホームページに掲載し、また、市の公共施設で既に配架し、市民の皆様がご覧いただける状況となっております。

今後のスケジュールについて、説明いたします。ページ下番号の12と13、資料4をご覧ください。ページ下番号13、こちらが今年度の検討会のスケジュールです。今回で計画内容を確定します。戻りまして、ページ下番号12、右側の2月をご覧くださいと、今回の検討会を網掛けで示すと共に、下に神奈川県との協議、実際には神奈川県に意見照会を行う流れです。本来はこの検討会の後に意見照会を県に行うつもりでしたが、神奈川県の見解照会スケジュールが想定より早く、もう既に神奈川県には今回の内容を最終案としてお送りしております。3月の下旬に、この県からの意見照会に対して回答を受ける予定で、回答を受け取り次第、計画として確定し、そして皆様に計画を冊子として製本したものをお送りする予定で進めているところとなります。説明は以上です。

事務局 黒川

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたし

ます。

木村メンバー

この計画とは直接は関係ないと思いますが、資料2の8ページの3居住支援協議会ですけれども、神奈川県で高齢・知的・精神の方々の住宅探し、結構切実な問題で、川崎、横浜、鎌倉が居住支援協議会を立ち上げて、続けて、藤沢、茅ヶ崎、座間など相当数の市が動き始めています。

ただ、これ必置ではなく、障がい福祉課だけでなく、高齢介護課や生活保護に至らない、要配慮者を対象にするなど、地域の考えもあったかと思います。

成年後見制度における中核機関もそうですが、必置ではないときに福祉部全体でどう捉えるかが大事だと思います。居住支援協議会を立ち上げないと、我々も知的障がい・精神障がいの方、それから高齢者の居住支援を日々やっていますが、一緒に協議する場があると、支援の効果が全然違うと思います。逗子市は高齢者も無年金の方も多いですし、居住支援に関する意見がこの検討会の一部など、どこかに協議の場があるといいと思います。

法で定められて絶対やらなくてはいけないことではないと思われませんが、周辺自治体で実施されている動きを捉えながら、検討していただけるとありがたいと思います。以上です。

事務局 黒川

ご意見ありがとうございます。今木村メンバーのおっしゃったことは、現実に今そういう居住に困っている方を支援しているという中で、例えば生活困窮者の方もいらっしゃるでしょうし、知的障がいをお持ちの方もいると、いろいろな方がいる中で、現実的に今ご自身の力だけで居住場所、住まいを探すのが難しいという方が大勢いらっしゃるという実態があるということですね。

確かにこの障がい者、もしくは障がい福祉計画の中では、ちょっと確かに広い課題ではございますが、今のご意見も踏まえまして、内部でも今後検討していきたいとは考えております。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

大石メンバー

1つ提言したいです。計画の57ページの令和4年度の一番上に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律ができています。短く言うと、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法です。今回の計画をそのまま知的障がいなどの方々に配布しても、内容の情報が十分に理解し得るとは思いません。

したがって、この計画案を分かりやすい形で情報の提供をしないといけないと思います。これをどのように検討していくのか。これはとても大事なことなので、その点のお考

えを聞かせていただきたいと思います。以上です。

事務局 山口

大石メンバーありがとうございます。

今の57ページの計画を知的障がいの方にも分かるものという話で言いますと、毎度計画が完成した後に、概要版と分かりやすい版をそれぞれ作成しております。今回の計画策定においても、同様にわかりやすい版を作っており、振り仮名を振るなどしながら分かりやすく伝わるように、鋭意作成をしているということになります。以上です。

大石メンバー

以前にもお話ししましたが、振り仮名を振れば分かるといっても、発達障がいの方々、また、障がい児は小・中学校あたりから18歳以下です。その方々に対しても分かるように作る場合、振り仮名を振れば分かるというものではないと思います。この機会に知的や精神の関係施設の職員に意見を聞いて、この内容をどうすれば分かるのか、具体的な検討をするべきだと思います。

そうしないと内容が難しい話ばかりになって、障がい児に対しても、このまま渡しても分かるとは思えないです。情報の提示の仕方について、来年度十分検討していただきたいと思います。以上です。

事務局 黒川

今大石メンバーからいただいたお話ですが、先ほどの説明は、ただルビを振るというのではなく、易しい表現にして、作成しておりますので、一部お伝えいたします。

概要版は情報量を減らして、誰が見ても分かるように作っておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

黒崎メンバー

私たち耳の聞こえない者に対する施策というのは、この計画の6ページの上、手話通訳派遣と要約筆記の範囲の中だけです。聴覚障がい者の問題が手話通訳者と要約筆記の派遣や情報支援だけで済む問題なのかと思います。

例えば、手話通訳の派遣の数は書いてありますが、手話通訳の派遣は、私たちろうあ者にとって、困ったときにお願いするものです。例えば、飲み会だとかハイキングなどの楽しいイベントでは通訳は要らないけれども、病気になったときや親の遺産の問題など、問題が起こって、いろいろ直接話したいときに、手話通訳をお願いします。

だから、これをただ数字だけで表した場合は、ろうあ者問題が全く見えてこないと思います。例えば、子どもが学校の先生との懇談会のときにどういう問題があるか検討するな

ど、ろうあ者の問題をきちんと対応できるようにしてほしいと思います。数字だけではその点が分かりません。

それから、今日の毎日新聞の朝刊に載っていましたが、能登の地震でろうあ者たちがとても困っているということが書いてありました。私たちの場合、本人しか分からない問題たくさん抱えています。個人情報の関係で調べることができません。万一災害が起こったときにはどうしていくか、今度の3月22日に防災の会議があって、そこでも相談したいと思いますが、手話通訳の派遣、要約筆記の派遣の中でも課題として認識してほしいと思います。

それから、放課後等デイサービスの話がありました。逗子でも耳に障がいのあるお子さんが、普通の学校に通っている人もおられるという話は聞いています。私たち聞こえない立場だと、補聴器があると助かりますが、手話を身につけるかことができると、人生が全く変わってきます。

放課後等デイサービスなど、手話を学ぶ場を放課後等デイサービスなどでも考えていく必要があると思います。計画とは全く関係ないと言われればそれまでですが、私たちにとってはとても大切な問題ですので、検討をお願いしたいと思います。

事務局 黒川

ただいまいろいろご意見いただきまして、一つずつお話ししたいと思います。

まず、数字だけでは分からないとおっしゃっている、手話通訳や要約筆記の項目について、確かにそのとおりです。今お示ししているのが障がい福祉計画、障がい児福祉計画で、これの上位にあります障がい者福祉計画、それぞれ法定の計画でございます。先ほどから山口が説明していますとおり、障がい福祉計画というのはこの数値目標を計画するという位置づけになっております。見込み量やら実績に基づいて、今後こういったものが必要かを数値の目標などとして組み込んでいく計画になっております。

今、黒崎メンバーがおっしゃったように、数字だけでは全く分からないことは、そのとおりだと考えておりますので、次の障がい者福祉計画の中では、今言っていたようなご意見等を反映していきたいと考えております。

次に、災害については、確かに災害時に手話や要約筆記がすぐに使える状態にあるかと言われれば、なかなか難しい現状ではございます。こちらについては、能登での災害もそうだと思いますが、同じ地域に住んでいる方等ですと、恐らく同時に被災者になってしまうというところもあると思います。

行政側として、その点も踏まえながら、当然情報保障を必要とする方に保障していくという考え方で進めていくべきだとは考えております。今後の課題として、検討させていただきたいと思います。

最後の放課後等デイサービスについて、手話等で対応できるような放課後等デイサービスが今現在あるかは分からないのですが、事業所のサービスの体制というよりは、職員で

使える方もいるということまでしか聞いたことはないので、今後必要ではないかというご意見も議論の一つとして、入れていきたいとは考えております。どうもありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

小野口メンバー

逗子市の人口が大体5万6,000人ぐらい、その中で手帳をお持ちの方が、実際たしか2,600人ぐらい、ということは4.5、4.6%になります。今回のパブリックコメントも提出されたのは実際には3人だけですのでごく寂しいというか、こういう啓発活動というのは地道にやっていかないと、なかなか意見は上がってこない。意見がいっぱいあると、市が大変だと思いますけど、一人でも多くいろんな意見を聞き出す努力というのは、僕は必要だと感じます。

結果的に意見提出者が3人で総数が9件というのは少ないと、意見として聞いていただければと思います。

事務局 黒川

障がい福祉計画については、例えば通常公の施設の出先機関だけに置いているような計画案の提示の仕方ではなく、市内の事業所にも置いて、なるべく当事者の方のご意見をお聞きしたいということで、総数で30か所ぐらいに置かせていただいて、意見の集約を求めたものです。

ただし、実際に事業所を利用されている方がそこで本当に意見を出してくれるのか、もしくは保護者の方が意見を出してくれるのか、忙しい中意見を出してくれるかということ、なかなか難しい状況だとは思いますが。

今の小野口メンバーのご意見を踏まえまして、今後なるべく出しやすい、意見がいただきやすい形、例えば全市的に意見をいただくことも一つあるのかなとは思っていますので、メールでは受け付けられるとはなっておりますが、今後の課題としまして、ご意見ありがとうございました。どうもありがとうございます。

黒崎メンバー

議題2は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児計画となっております。2025年の高齢者問題をどう考えるべきかと思えます。子どもの問題は政府も一生懸命努力しているけれども、障がいを持っている高齢者の問題はどうか考えたらいいのか、実際私たちろうあ者の中にもひとり暮らしをしている高齢者のろうあ者が何人かいるんです。

ですから、障がい者・障がい児の2つだけでなく、高齢者の問題を今後どう考えるか、それもお願いしたいです。

事務局 黒川

黒崎メンバーがおっしゃったのは、恐らく障がいにおける障がい児福祉計画があるのであれば、障がいにおける高齢者の福祉計画等があるべきではないかというようなご意見と思います。

先ほども申し上げましたが、こちら障がい児福祉計画というのは児童福祉法の法定計画で、法律で義務づけられているものです。こちら障がい福祉計画についても、障害者総合支援法の中で義務づけられている。もう一つ、先ほどから出ている障がい者福祉計画、こちらは障害者基本法の中で義務づけられているものです。

義務づけられていないからやりませんという考え方ではないのですが、一応現時点の法定計画という中で、この3つが義務づけられているというところですよ。黒崎メンバーがおっしゃったように、当然今おっしゃった課題というのは大きい問題でございますので、福祉部全体で当たる、もしくは市役所全体で当たるべき課題だとは考えております。もしくは高齢者側から作っていくのか、障がい者側から作っていくのか、総合計画側から作っていくのか、いろいろな視点があると思いますが、検討の中に入れていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

木本メンバー

皆さんの意見を聞いている中で、特に黒崎メンバーからご提示があった手話通訳者や、現在、人力で実施しているものについてですけれども、確かに私も能登半島の地震を見ていて、支援者側も被災者になることに、すごく共感していて、自分も相談事業の職員なので、地震が起きたら、支援者として他市から行くことになるだろうと考えています。

人力だと限界があると、今黒崎さんの話聞いていて思いました。機械化ではないですけど、身体障がい者の方の生活施設での職員の負担軽減に関わるロボットが利用されているんですが、これを例えば手話などに使えないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

事務局 黒川

今木本メンバーからいただいたお話というのは、被災者になり得るような人間だけでは災害時カバーし切れないため、機械技術等を取り入れていく、計画に盛り込んでいく必要があるのご提示だと思います。

話がずれてしまいますが、ファミリーレストランなどで最近よくロボットが使われています。10年、20年前は、一般の生活上に現れていなかったような技術が、今は実践的に取り入れられたりしていると思います。

現時点では存じ上げないですが、当然将来的には、機械の目で手話を読み取って、それを翻訳することもできると思います。

即座に次回の計画に、機械化を進めていくことを盛り込んでいくのは難しいとは思いますが、大事な視点だと思しますので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

石渡アドバイザー

国立のリハビリテーションセンターや所沢にある研究所が、ITや介護ロボットなどのいろいろな機器を使っている。私も理解が追いついていないので詳しくはわからないのですが、身体障がい者の方や聴覚障がいの方についても、スマホなどの情報が入ってくるツールを用いて通訳の人の役割を果たすことを、かなりのレベルに至った研究を見たことがあります。新しい発想で障がいがある方の困難をカバーすることはできつつあると思えます。必要があれば聞いてきます。

災害時の話ですが、差別解消法で合理的配慮というときに、聞こえない人には手話通訳だけでなく、筆談で対応する、身振り手振りでなども、とても大事だと思っています。専門職だけでなく、本当に地域の人たちが災害時に、支援の手を差し伸べることがすごく大事だろうなと思えます。

毎日新聞の記事は聴覚のことだったそうですが、今日の朝日新聞では知的障がいと精神障がいの方の被災地での大変さを書いていましたので、専門職も被災者になり、なかなか支援ができない。本当に身近な市民、そばにいる人がどう手伝ってくれるかみたいなことも、何か災害時の対応として考えることがすごく大事だと思えます。

市民に非常時にどう動いてもらうかを、行政として検討していただく、多分防災部署と連携してやっていると思えますが、障がいについて関わっている私たちからいろいろ提言していくことが大事と思えました。

事務局 黒川

石渡アドバイザー、ありがとうございました。

それでは、ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

もしよろしければ、今石渡アドバイザーにお話いろいろいただいた中ではあるのですが、重ねて、全体を踏まえた中で包括的なご意見ということでもいただきたいと思えます。

石渡アドバイザー

先ほど、前に木村メンバーが居住支援協議会についてお話していて、居住支援協議会が動き出している。私が関わっている都内の協議会では、福祉の視点を入れて、居住支援というのは建築も大事だけれども、やはり一人一人の暮らし、精神障がいの方の地域の暮らしは、不動産屋に拒否されるなどの事態を行政も絡んでどう理解を求めていくかが重要で、都内の区では、精神障がいの方の住まいを探すというときに、行政職員も相談員として不動産屋に同行してたりします。行政が絡むと、不動産屋も対応が早いと言われてい

て、そういう協議の場が出ると新しいアイデアややり方が広がって、地域が変わっていくので、逗子もぜひそういった、一人一人の生活や生き方に、個別支援していくことがとても大事になってくるので、福祉の視点をどういうふうに居住支援協議会に入れ込むかというのを考えていただけたらと思いました。

この計画の分かりやすい版を作るときに、知的障がいとか精神障がいの当事者の方の声をどれだけ盛り込めるかがすごく大事です。神奈川県は当事者目線の条例というのができましたが、知的障がいの当事者の方たちがすごく活躍するようになり、精神障がいの方も発信ができるようになり、良い流れができていますと思います。

神奈川県も分かりやすい版を作るときは、当事者の方が見て分かるか明確にしてくれているので、当事者参加というのが本当に大事になり、今日もこの機会に障がいの方や、いろんな立場の方が入ってきていて、当事者参加が進んでいるなと思います。当事者の声を聞くことは、災害時などの支援で必要なことを当事者の視点から気づかされるので、当事者参加をさらに進めてほしいと思いました。

計画の実績と見込み量の違いが資料1でありましたが、それも気になっていて、IT化が進むなど社会が変わってきて、コロナを経て情報の伝達の仕方も、良い方に向かっていることもあるので、社会情勢の変化を見据えて、見込み量を作らなくてはいけないことを、資料の1を見ながら私もすごく痛感をしました。

社会状況の変化や、障がいがある人の地域の暮らしというのが、地域の人々の支援や、サービスがあれば暮らせるということ。成年後見制度は使い方次第で知的障がいがあっても地域で暮らしていけることになる。そういう実績が広がってきていると思うので、中核機関を逗子でも設置することで、逗子ならではの成年後見制度のネットワークができるのではないかと思います。

国連の総括所見についても、逗子でもこの前講演会を開催していく中、国際的な流れも含めて、グループホームという枠組みの中で、ひとり暮らしもできるといった地域の暮らし方が変わってきているのを一人一人に合わせてどうつくっていくかが大事です。

そこで相談支援事業がすごく大事だと思います。自立支援会議では本当に相談支援部門の方たちが頑張っているとも、先日の自立支援会議に参加して思いましたが、その効果が見えないとの話もあったので、自立支援会議で、話題になっていることについてシンポジウムを開くとか、いろんな人たちに知ってもらい、そして地域の人々の協力を得ていく流れができてくるといいと思いました。

障がいがある人が当たり前で地域で暮らすという方向が、大きく変わりつつあるときだと思いますので、ITや相談支援、当事者参加と、いろんな視点があると思いますけれども、困ったことがあるという、そういう困りごとを抱えた人の支援をどうやって解決していくかを、具体的な事例に向き合うことで、制度や地域も変わっていく意味でも相談支援の大きな役割を果たしてらっしゃると思います。新しい流れを計画の中に位置づけていないが、きっかけは新しい計画の中で盛り込んでいると思います。計画は作った後、どう実

現していくか、進捗管理とフォローアップが大事になってくると思うので、ぜひこういう場で皆さんがいろんな意見を言うてくださることがとても大事と思いました。

事務局 黒川

石渡アドバイザー、どうもありがとうございます。確かに、今石渡アドバイザーからもありましたとおり、例えば国連の障害者権利条約の関係でグループホーム、これは日本の制度的には施設という位置づけではなく、居宅という位置づけですが、国連側のメディアを見るとこれはもう明らかに施設であるとの話、あと意思決定支援についても、絶対に意思はあるため、勝手に周りの人が決めるのではなく、当事者の方に決めていただく支援をするということが大事だと、国においても県においても研修等で理解を進めているところではあります。

必要な人に必要なサービスが届かないことは大変いけないことで、後見人のお話も、実際必要としている方がなかなか結び付けられないというのはかなり問題があるとは思いますが、後見人が全然自分の言うことを聞いてくれないから替えたいとか、逆に後見人も相手が全然言うことを聞いてくれないとか、現実的にはいろんな問題があると思います。ただし、その方の権利を守っていくという考え方というのは、行政側は常に持っていかなければいけないとは考えております。

それでは、最後の議題、その他に入りたいと思います。

まず事務局からお話します。

事務局 山口

市からは、次年度の検討会のスケジュールをお示ししたいと思っておりますので、ご案内させていただきます。

なお、今日の計画については、先ほども説明はしましたが、神奈川県の見解照会が完了した後、皆様に完成版としてお送りさせていただきたいと考えております。

ページ下番号 14 の資料5になります。次回の来年度の検討会のスケジュールになりますが、まず第1回につきましては6月14日です。こちらで、令和5年度の計画の実績一覧をお示するとともに、令和3年度から5年度までという形で障がい福祉計画の目標、総まとめをさせていただきたいと考えております。

第2回は、予備回として2025年3月3日の実施を予定しているというところになっております。

以上になります。

事務局 黒川

逗子市身体障害者福祉協会大石メンバーについては、今日最後ということで、お話等い

ただければとは思いますが、どうでしょうか。

大石メンバー

初めて逗子市に障がい者の仲間たちの会が70年前にできて、70年間の間にどれだけの歩みがあったかなと思っています。私たちは120名ぐらいの会員で始めました。去年36人いましたが、この3年でコロナの関係で、会員もひとり暮らしで亡くなる人が増えてきました。高齢者について、最後まで面倒を見たいと思っても、できませんでした。しかし、うれしいことに、社会福祉協議会がその仲間たちが亡くなった後、面倒をいろいろ見てくださりました。それぞれの方々の支援や応援をいただいて、お互いにつながってきました。そのつながりでここまでやってこられた。

寂しい思いはありますが、サービスも良くなり、法律も良くなり、やっと自立できると思っています。思い残すことはありません。新しいことは新しい人々でつくっていただくのが一番いいかと思います。

最後に一つ言うと、支える人も支えられる人も、同じ人間です。支えられるほうばかりではなくて、支えるほうにもいろんな障がいがある。自分の家族が亡くなり、家がなくなっている。今まで助けてくれたその方々の家族のこと、障がいのある自分たちがどこまで考えることができたのか、どこまで理解することができたのか、そういう話もあります。助けられる中で、助けてくれる人のことをどこまで自分が考えられたのか、そういう思いでいます。

どうか、本当に地域のこの会議の場でそれぞれに与えられた場所にこうやってつながっている、助け合っていると思います。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。長い間ありがとうございました。

事務局 黒川

大石メンバー、ご挨拶ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれをもって閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【閉会】